

別表第1(第3条、第12条関係)

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	JA、茶生産団体、茶生産者又は茶生産法人	ア 茶園管理機の導入 イ 作業道の整備 モノレールの敷設	ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、機械本体に装着する作業機及び茶園管理機用トレーラーの導入に係る経費 イ 工事費、設計費、材料費	ア 県 2 分の 1 以内 市町村 6 分の 1 以上 イ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 50 万円) 市町村 6 分の 1 以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、JA、茶生産団体、茶生産者又は茶生産法人	ア 特徴のあるお茶づくり イ 茶園の若返り ウ 防霜施設の導入 エ 茶工場への品質向上機器の導入	ア 需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費 イ 台切り、改植、新植及び中切りに要する経費 ウ 防霜ファンの導入に係る経費 エ 色彩選別機などの導入に係る経費	ア 定額 (25 万円/10a) イ 県 定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 ・台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上 ウ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額 92,000 円/a) 市町村 6 分の 1 以上 エ 県 2 分の 1 以内(ただし、補助限度額は計画数量で 1,679 千円/t) 市町村 6 分の 1 以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を実施する。	市町村	市町村・JA又は茶産地協議会(市町村・JA及び生産者等で構成される協議会)	茶産地計画に基づく活動 ア 担い手を確保するための取組 イ 茶園の流動化の推進に向けた取組	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金	県 2 分の 1 以内

※1) 品質向上区分の「イ 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限って支援対象とする。

2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については設置翌年の生葉出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一は場で同年度に実施する場合は、実施翌年から3年間、生葉出荷量の増加が見込まれること。

3) 事業実施主体及びその経営している農地が目標地区に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること。